

第16 誘導灯及び誘導標識

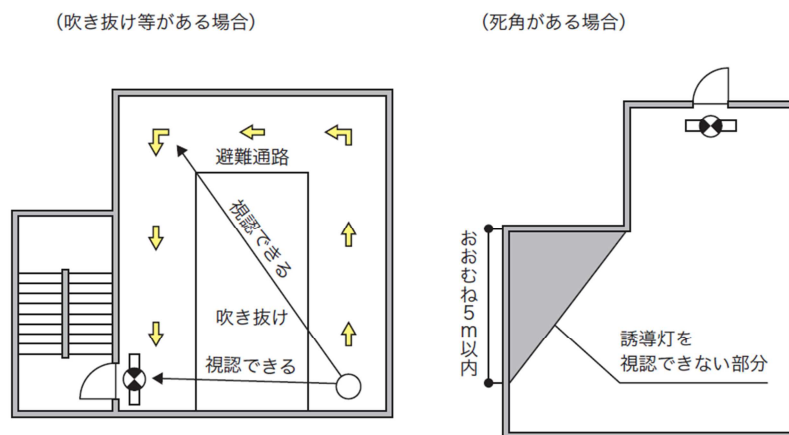
「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)並びに「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」(平成11年9月21日付消防予第245号)の規定によるほか、次によること。

1 設置を要しない防火対象物又はその部分

- (1) 省令第28条の2第1項第1号に定める避難口誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分とは、防火対象物の居室(建基法第2条第4号に規定する執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室のほか、駐車場、機械室、電気室、更衣室その他これらに相当する室を含めて取扱う。以下同じ。)内の各部分から主要避難口(省令第28条の3第3項第1号イ又はロに定める出入口をいう。以下同じ。)を容易に見とおし、かつ、識別できる場合で、当該避難口の一に至る歩行距離が避難階(無窓階を除く。以下同じ。)にあっては20m以下、避難階以外の階(地階及び無窓階を除く。以下同じ。)にあっては10m以下である場所をいう。

なお、「容易に見とおし、かつ、識別できる」とは、建築物の構造、什器等の設置による誘導灯の視認の障害がないことをいう。(以下同じ。)

ただし、誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動(おおむね5m以内)することにより誘導灯を視認できる場合は、この限りではない。



- (2) 誘導灯の設置を要するとされた地階又は無窓階のうち、消火器の設置の必要がないものとされる防火対象物又はその部分については、設置を要しないものとする。
- (3) 省令第28条の2第2項に定める通路誘導灯又は誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分とは、防火対象物の通路の各部分から主要避難口までを容易に見とおし、かつ、識別できる場合で、当該避難口の一に至る歩行距離が同項で定める範囲内であることとする。
- (4) 省令第28条の3第3項第1号ハのかっこ書きに規定する「消防庁長官が定める居室の出入口」とは、2号告示第3に定めるもののほか、全域放出方式のガス系消火設備を設けた部分は、同告示第2の数値にかかわらず、すべて100㎡以下とする。
- (5) 政令別表第一に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分

2 設置要領

(1) 避難口誘導灯

ア 次に掲げる部分については、避難口誘導灯の設置を要すること。

(ア) 階段室から避難階の廊下等への出入口（避難階において直接外部へ出る構造で避難口である旨が容易に判断できる場合を除く。）

(イ) エスカレーター区画内及び立体駐車場等の内部からの脱出口（政令第26条第1項各号の防火対象物又はその部分以外の場合であっても設置すること。）

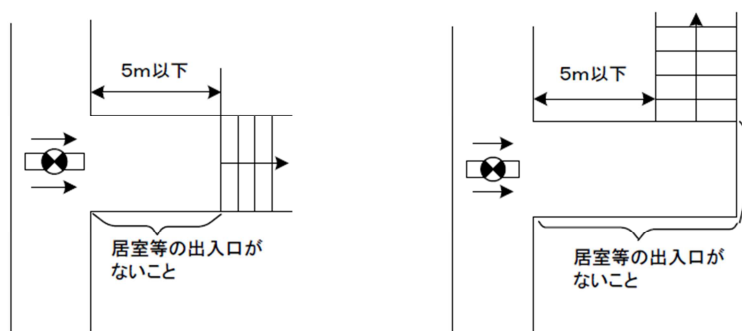
イ 廊下等から曲折する等、避難口の視認に支障がある場合にあって、次に適合する場合は、避難の方向を示すシンボルのあるもの（矢印付き）を設置することで足りるものとする。

(ア) 避難口からの歩行距離がおおむね5m以内であること。

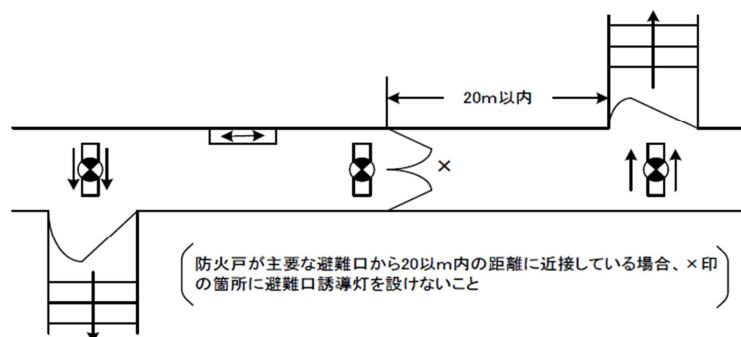
(イ) 廊下等の曲がり角から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(ウ) 廊下等の曲がり角から避難口までの間に居室等の出入口がないこと。

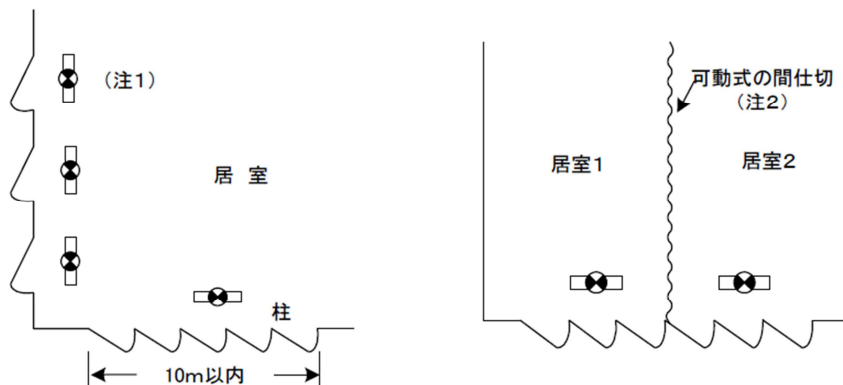
(エ) 廊下等は、行き止まりであること。



ウ 廊下等に防火設備があり、当該防火設備のある場所から2方向に避難できる場合は、避難口誘導灯を当該防火設備の両側の上部又はその直近の避難上有効な箇所（防火戸）に設けること。ただし、防火設備が主要な避難口から20メートル以内の距離にある場合にあっては、当該避難口の側には設けないこと。



エ 居室の出入口が、連続して2以上設けられている場合は、10メートルにつき1個以上設置することをもって足りることとする。



注1 2以上の出入口が断続的にある場合は、出入口ごとに設けること。

注2 可動式の間仕切りにより2以上に区画されている場合は、当該区画をそれぞれ1の居室とみなす。

ウ 壁、天井等に地震動等に耐えるように堅固に設置すること。

(2) 通路誘導灯

ア 廊下に設ける通路誘導灯

(ア) 廊下等の直線部分に同一級の2以上の通路誘導灯を設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。

(イ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具を床面上とし、突出し部分は5mm以下とすること。

(ウ) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、おおむね中央部に設置するものの表示は、原則として2方向避難を明示し、その他のものは1方向明示とすること。

(エ) 地震動に耐えるよう堅固に固定すること、また、床面に埋め込むものにあっては、耐久性を十分考慮すること。

(オ) 省令第28条の3第4項第3号の2に規定する「床面又はその直近の避難有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

イ 室内に設ける通路誘導灯

(ア) 政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の各部分に設置すること。

α 特定用途又はその部分の居室で、従業員以外の者が利用する居室内の通路又は従業員以外の者の避難通路となる居室内の通路

β プラットホーム、コンコース等のうち、出入口が容易に識別できないもの

(イ) 避難施設への出入口が2箇所以上ある居室で、おおむね中央部に設置するものの表示は、原則として2方向避難を明示し、その他のものは1方向明示とすること。

(ウ) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

ウ 客席誘導灯

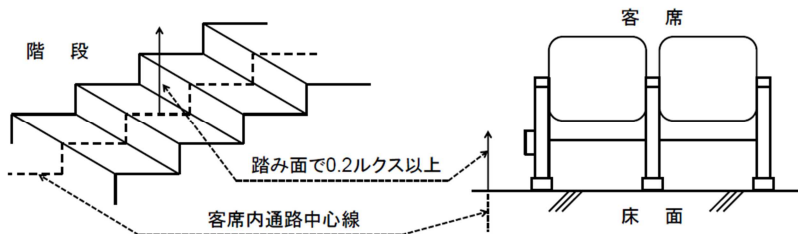
(ア) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設けること。

(イ) 客席内通路が傾斜路又は水平路となっている部分にあっては、下式により算定した設置個数を、おおむね等間隔となるよう設置し、かつ、当該誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、政令第26条第2項第3号に定める照度（以下「必要照度」という。）が得られること。

$$\text{設置個数} \geq \left\lceil \frac{\text{客席内通路の直線部分の長さ (m)}}{4} \right\rceil - 1$$

※小数点以下繰り上げとする。

(ウ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明ができるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要照度が得られること。



(エ) 客席を壁、床面等に機械的に収納できるものにおいて、当該客席の使用状態において、必要照度が得られるように設置すること。

(オ) 客席誘導灯は、避難上支障とならないように設置すること。

(カ) 壁、床等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

エ 誘導標識

誘導標識は、次により設置すること。この場合、扉、床等に塗料を用いて誘導標識に準じて表示したものにおいて、誘導標識とみなして取扱うことができる。

(ア) 廊下又は通路の直線部分の誘導標識は、おおむね等しい間隔となるように設置すること。

(イ) 容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。

3 電源及び配線

(1) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。

ただし、階段通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。

(2) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付け場所は、原則として誘導灯回路を分岐している配電盤又は分電盤若しくは各誘導灯器具内とすること。

ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池を用いるものにおいて、これによらないことができる。

- (3) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (4) 専用回路の開閉器には、誘導灯のものである旨の赤色の表示をすること。
- (5) 階段通路誘導灯と非常用の照明装置を兼用する場合の配線は、前各号に適合するものであること。

4 非常電源

非常電源の基準によること。

5 その他

誘導灯は、省令第 28 条の3第6項によるほか、認定品とすること。